

長沼町告示第9号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画として、美しい景観づくり計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により告示し、当該計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年4月1日

長沼町長 板谷利雄

- 1 景観計画の名称
長沼町美しい景観づくり計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
長沼町全域
- 3 効力の発生する日
平成20年10月1日
- 4 縦覧場所
長沼町中央北1丁目1番1号 長沼町役場1階
長沼町総務政策課